

履修規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立つくば看護専門学校学則に定める学業成績、学科試験及び卒業に関し必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 授業科目の種類、配当年次、単位数及び時間数は、別表1のとおりとする。

(卒業に必要な単位数)

第3条 学生は、別表2に定める単位を修得しなければならない。

(履修手続)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修申請書を学校長に提出しなければならない。

2 2年次の履修ができるものは、34単位以上修得しているものとする。

3 3年次の履修ができるものは、73単位以上修得しているものとする。

4 前項の履修申請書提出後は、申請内容を変更することはできない。

5 本校において既に単位を履修した授業科目を再度履修した場合にも、卒業に必要な単位としては算入しない。

(履修方法)

第5条 学生は、第4条により履修申請書を提出し許可された授業科目について履修できる。

2 配当年次で修得すべき授業科目の単位を修得できなかった場合も、学科については引き続き履修できる。ただし、実習については第14条の規定によるものとする。

3 履修科目が重なった場合は、低学年のものから履修する。

(学科試験)

第6条 学科試験の成績は、原則として試験により評価する。ただし、試験以外の方法による評価が適当と認められる場合は、他の評価方法をもってこれに替えることができる。

2 提出するすべての答案には、学籍番号および氏名を記入する。記入されていない答案は無効とする。

(学科試験受験資格)

第7条 学科試験を受けることのできる者は、当該科目について規定の時間数の3分の2以上出席した者とする。

(学科試験の単位の授与)

第8条 担当教員は、前条の試験の結果及び受講状況等をもとに成績を総合的に評価し、合格した者には、当該科目の所定の単位を与える。

(学科試験の成績評価の基準)

第9条 成績評価の基準は、次のとおりとする。

評語	評価	合否
A	80点～100点	合格
B	70点～79点	合格
C	60点～69点	合格
D	60点未満	不合格

2 実習・レポート等の提出において、30分の遅刻は認めるが、評価点を1割減点とする。

(試験欠席)

第10条 試験開始30分以降は入室を認めず、欠席となる。

2 試験に欠席し、欠席を事前に連絡できなかった者は無断欠席とし、原則として受験の資格を失う。

3 やむを得ない理由^{*1}で試験を欠席する場合は、事前に連絡するものとする。

4 前項のやむを得ない理由については、理由書を添えて学校長に届け出るものとする。理由書の提出がない場合には、受験の資格を失う。

(追試験)

第11条 学校長はやむを得ない理由により学科試験を受けることができなかった者に対して、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、学校長が指定した期日までに追試験願を提出しなければならない。

3 追試験は、当該試験1回までとする。

4 追試験の成績の評価は、得点の8割とする。ただし、やむを得ない理由が出席停止の場合は、得点の10割とする。

(再試験)

第12条 学校長は、学科試験の不合格の者に対して、再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受けようとする者は、学校長が指定した期日までに再試験願を提出しなければならない。
 - 3 再試験は、1回までとする。
 - 4 再試験の最高評価点は、6割とする。
- (試験における不正行為)

第13条 学科試験、実習・レポート等の際に学生が不正行為を行った場合、あるいは不正行為があったと認められる場合は、当該受験科目の受験を無

効とし学則に従って懲戒に処する。

- 2 その他試験については、別に定める。
- (実習の履修条件)

第14条 専門分野の実習については、基礎看護学実習Ⅰより順次単位を修得していくものとする。

- 2 基礎看護学実習の単位を全て修得しない者は、領域別実習^{※2}、統合実習を履修することはできない。
- 3 領域別実習において不合格が6単位以上となった場合は、次のブロック^{※3}の実習の履修をすることはできない。
- 4 実習が不合格の場合には、原則として不合格の実習から履修する。

(実習の評価資格)

第15条 実習の評価が受けられる者は、当該実習の規定時間数の3分の2以上出席かつ施設での実習時間の3分の2以上出席し、期日までに実習の記録を提出した者とする。

- 2 やむを得ない理由で欠席又は遅刻する場合は、事前に連絡するものとする。
- 3 前項のやむを得ない理由については、理由書を添付して学校長に届け出るものとする。

(実習単位の授与)

第16条 担当教員は、実習指導要項に基づいて評価し、合格した者には、当該実習の所定の単位を与える。

(実習成績評価の基準)

第17条 実習の成績の基準は、A、B、C及びDに分け、AからCまでを合格とし、Dを不合格とする。

(補習実習)

第18条 学校長は、やむを得ない理由で、当該実習時間の3分の1を越して欠席がある者、施設での実習時間の3分の1を越して欠席がある者、又は期日までに実習の記録が提出できなかった者に対して、補習実習を行うことがある。

- 2 補習実習を受けようとする者は、学校長が指定した期日までに補習実習願を提出しなければならない。
- 3 補習実習の方法は欠席時間数と実習内容を総合的に評価して決定する。
- 4 補習実習は、当該実習1回までとする。
- 5 補習実習の最高評価はBとする。ただし、やむを得ない理由が出席停止の場合は、最高評価をAとする。

(再実習)

第19条 学校長は、実習の成績が不合格の者に対して、再実習を行うことがある。

- 2 再実習を受けようとする者は、学校長が指定した期日までに再実習願を提出しなければならない。
- 3 再実習は、当該実習1回までとする。
- 4 再実習の最高評価は、Cとする。

(再履修)

第20条 単位を修得できなかった者が次年度において、その授業科目の単位を修得しようとするときは、あらかじめ履修申請書を学校長に提出しなければならない。

- 2 実習の単位を修得できなかった者は、指定された時期および場所において実習科目を再履修し、評価を受けなければならない。
- 3 出席の確認は科目履修出席カードでおこなう。

(成績の通知)

第21条 学科試験及び実習の成績は、年度末に学生に通知するものとする。

(委任)

第22条 この規程に定めるものの他、必要な事項については、学校長が別に定める。

付則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

付則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

付則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

付則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表1 授業科目等

	科 目	単位数・時間数		配当年次
基礎	科学的思考の基盤			
	物理学	1	25	1年次
	心理学	1	25	1年次
	人間関係論	1	25	1年次
分野	情報科学	1	25	1年次
	人間と生活・社会の理解			
	文学と文章表現法	1	25	1年次
	倫理学	1	25	3年次
	社会学	1	25	1年次
	教育学	1	25	3年次
	人間発達学	1	25	1年次
	外国語(英語) I	1	25	1年次
	外国語(英語) II	1	25	2年次
	保健体育 I	1	25	1年次
	保健体育 II	1	25	2年次
	保健体育 III	1	25	3年次
専門基礎分野	人体の構造と機能			
	疾病の成立と回復の促進			
	解剖生理学 I	1	25	1年次
	解剖生理学 II	1	25	1年次
	解剖生理学 III	1	25	1年次
	解剖生理学 IV	1	25	1年次
	解剖生理学 V	1	25	1年次
	生化学	1	25	1年次
	栄養学	1	25	2年次
	微生物学	1	25	1年次
	薬理学	1	25	1年次
	病理学	1	25	1年次
	病態生理学	1	25	3年次
	疾病論 I	1	25	2年次
	疾病論 II	1	25	2年次
	疾病論 III	1	25	2年次
	疾病論 IV	1	25	2年次
	疾病論 V	1	25	2年次
	疾病論 VI	1	25	2年次
	疾病論 VII	1	25	3年次

	社会保障制度と生活者の健康			
	保健医療論	1	25	1年次
	健康と社会・生活	1	25	1年次
	公衆衛生学	1	25	2年次
	社会保障と社会福祉Ⅰ	1	25	2年次
	社会保障と社会福祉Ⅱ	1	25	3年次
	看護をめぐる法と制度	1	25	3年次
専門分野	基礎看護学			
	看護学概論	1	25	1年次
	基礎看護技術Ⅰ	1	25	1年次
	基礎看護技術Ⅱ	1	25	1年次
	基礎看護技術Ⅲ	1	25	1年次
	基礎看護技術Ⅳ	1	25	1年次
	基礎看護技術Ⅴ	1	25	1年次
	基礎看護技術Ⅵ	1	25	1年次
	基礎看護技術Ⅶ	1	25	1年次
	臨床看護総論	1	25	2年次
	臨床看護技術Ⅰ	1	25	2年次

	科 目	単位数・時間数		配当年次
専門分野	臨床看護技術Ⅱ	1	25	2年次
	臨床看護技術Ⅲ	1	25	2年次
	基礎看護学実習Ⅰ	1	35	1年次
	基礎看護学実習Ⅱ	1	35	1年次
	基礎看護学実習Ⅲ	1	35	1年次
	基礎看護学実習Ⅳ	2	70	2年次
	地域・在宅看護論Ⅰ	1	25	1年次
	地域・在宅看護論Ⅱ	1	25	2年次
	地域・在宅看護論Ⅲ	1	25	2年次
	地域・在宅看護論Ⅳ	1	25	2年次
	地域・在宅看護論Ⅴ	1	25	3年次
	地域・在宅看護論Ⅵ	1	25	3年次
	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	35	2年次
	地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	70	3年次☆
	地域・在宅看護論実習Ⅲ	2	70	3年次☆
	成人看護学Ⅰ	1	25	1年次
	成人看護学Ⅱ	1	25	2年次
	成人看護学Ⅲ	1	25	2年次
	成人看護学Ⅳ	1	25	2年次
	成人看護学Ⅴ	1	25	2年次
	成人看護学Ⅵ	1	25	3年次
	成人看護学実習Ⅰ	2	70	2年次
	成人看護学実習Ⅱ	2	70	3年次☆
	老年看護学Ⅰ	1	25	1年次
	老年看護学Ⅱ	1	25	2年次
	老年看護学Ⅲ	1	25	2年次
	老年看護学Ⅳ	1	25	3年次
	老年看護学実習	3	105	3年次
	小児看護学Ⅰ	1	25	1年次
	小児看護学Ⅱ	1	25	2年次
	小児看護学Ⅲ	1	25	2年次
	小児看護学Ⅳ	1	25	3年次
	小児看護学実習Ⅰ	1	35	2年次
小児看護学実習Ⅱ	2	70	3年次☆	
母性看護学Ⅰ	1	25	1年次	
母性看護学Ⅱ	1	25	2年次	
母性看護学Ⅲ	1	25	2年次	

母性看護学Ⅳ	1	25	2年次
母性看護学実習	2	70	2年次☆
精神看護学Ⅰ	1	25	1年次
精神看護学Ⅱ	1	25	2年次
精神看護学Ⅲ	1	25	2年次
精神看護学Ⅳ	1	25	2年次
精神看護学実習	2	70	2年次☆
看護の統合と実践Ⅰ	1	25	2年次
看護の統合と実践Ⅱ	1	25	3年次
看護の統合と実践Ⅲ	1	25	3年次
看護の統合と実践Ⅳ	1	25	3年次
看護の統合と実践実習	2	70	3年次

備考: ☆印の臨地実習の配当年次は、実習配置によって異なる。

別表2 卒業に必要な単位数

科目	単位数	時間数
基礎分野	14	350
専門基礎分野	24	600
専門分野	70	2010
合計	108	2960

※1 やむを得ない理由と理由書

やむを得ない理由	理由書	追試験の成績評価
病気	受診を証明するもの	得点の8割
交通機関の遅れ	交通機関が発行する遅滞証明書	
就職試験, 受験	就職試験・受験を証明するものと欠席届を事前に提出	
出席停止	診断書(学校保健安全法, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)など	得点の10割
忌引き	忌引きを証明するもの	

※2 領域別実習とは、地域・在宅看護論実習、成人・老年・小児・母性・精神実習をいう。

※3 実習のブロックとは、次の期間に行われる実習を指す。2年次後期の4週間、3年次の前期4週間(6～7月)、4週間(9月)